



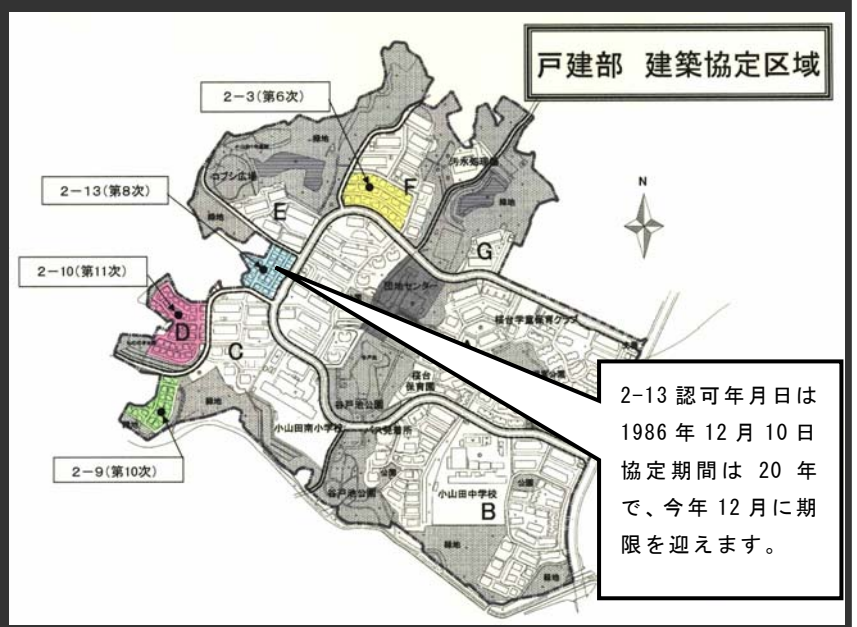
小山田桜台 建築協定の継続に向けて (お知らせ)



みなさんこんにちは。小山田桜台まちづくり協議会から、戸建住宅2-13街区の住民のみなさんにお知らせします。

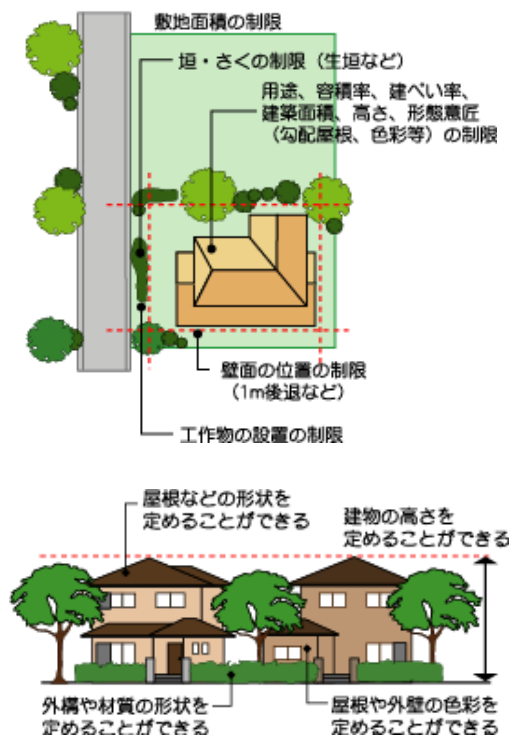
2-13街区の建築協定は、今年の12月を持って期限が来ます。

これまでとおり、良好な住環境を守っていくため、建築協定を継続させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願い致します。



■建築協定とは

- 「建築協定とは「建築協定」は、建築基準法の制度で、一般基準に上乘せするかたちで、地域住民等が自らルールを設ける制度。それを守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めることができます。



■建築協定がなければどうなるの？

今は良好な住環境でも



放っておくとこんなことも



■2-13の建築協定の内容（建築物及びその敷地の制限部分を抜粋）

項目	制限の内容
敷地・地盤面の変更	敷地の分割及び公団から譲り受け時の敷地の地盤面の変更はしてはならない。
建ぺい率・容積率	40%・80%
建物の数	敷地に2以上の建築物を建築してはならない。 * 物置その他これに類する用途でのきの高さが2.3メートル以下かつ床面積5平方メートル以下であるものはこの限りでない。
建物用途	一戸建の専用住宅
建物の階数・高さ	地階を除き2以下。
建物の高さ	建物の高さは地盤面から9メートル、軒の高さは地盤面から7メートル以下。
外壁後退距離	建築物の外壁から敷地境界線までの距離は1メートル以上。
敷地境界の囲障	生け垣又は見通し可能なフェンス等を原則として、公団から譲り受けた敷地に附属する擁壁及び生け垣等はみだりに変更してはならない。
敷地内の空地等	環境に応じた植樹又は芝張等を行うなど緑化に努める。

■お問い合わせ

- 詳しくは、各管理組合事務所備え付け資料、まちづくり協議会ホームページ (<http://oyamadasakuradai.com/>) を閲覧いただくか、2-13団地管理組合代表山本 (2-13-38) または、まちづくり協議会会長佐藤 (1-2-3-205)、副会長深谷 (2-2-8-502) にお問い合わせください。